

重要事項説明書（兼利用同意書）

**当事業所は介護保険の指定を受けています。
（神奈川県指定第 1472004371 号）**

当事業所はご契約者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業所経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 事業所の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 当事業所の協力医療機関	5
7. 事業所利用の留意事項	6
8. 事業所を退所していただく場合	6
9. 事業所利用上のリスクについて	7
10. 事故発生時の対応について	8
11. サービス利用中の利用中止、変更時に発生する費用	8
12. その他サービスを利用できない場合について	8
13. 緊急時の対応について	8
14. 虐待の防止について	8
15. 身体拘束防止について	9
16. 秘密の保持と個人情報の保護について	9
17. 非常災害対策	9
18. 苦情の受付について	10
署名、捺印	11

1. 事業所経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 湘光会
(2) 法人所在地	神奈川県平塚市真田二丁目7番21
(3) 電話番号	0463-79-5519
(4) 代表者氏名	理事長 藤田 和雄
(5) 設立年月日	平成28年10月12日

2. ご利用施設

(1) 事業所の種類	指定介護老人福祉施設（平成30年3月1日指定）
(2) 事業所の目的	介護保険法令の趣旨に従い、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮するとともに、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るサービスの提供を行うことを目的とします。
(3) 事業所の名称	社会福祉法人 湘光会 特別養護老人ホーム あしたば
(4) 事業所の所在地	神奈川県平塚市真田二丁目7番21
(5) 電話番号	0463-79-5519
(6) メールアドレス	ashitaba@air.ocn.ne.jp
(7) 施設長(管理者)	山口 悦子
(8) 開設年月	平成30年 3月 1日
(9) 入所定員	10人（他入居104人併設）

3. 事業所の概要

(1) 居室等の概要

設 備	室 数	備 考
個 室	10室 (他入居104室併設)	ユニット型居室 (12ユニット)
共同生活室	12室	各ユニット内
浴 室	10室	特殊浴槽・個浴
談話室	4室	各フロアー
医務室	1室	1階
畳コーナー	11室	各ユニット内

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている事業所設備です。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、事業所でその可否を決定します。又、ご契約者の心身の状況等により居室の変更をお願いする場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(2023 年 6 月 1 日 現在)

職 種	人 数			
	常 勤	非常勤	合 計 (常勤換算)	基準人員
施設長(管理者)	1	0	1. 0	1
医 師 (配置医)	0	1	0. 2	1
生活相談員	2	0	2. 0	2
介護支援専門員	3	0	3. 0	2
介護職員	5 1	1 1	5 7. 7	3 8
看護職員	4	3	6. 1	5
機能訓練指導員	1	1	1. 2	1. 0 4
栄養士	1	1	1. 4	1
事務職員・その他	3	2	4. 4	—

※常勤換算・・・職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当施設における常勤職員の所定労働勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

※介護支援専門員（兼務可）・・・介護支援専門員も生活相談員を兼務します。

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤務体制
医 師	毎週 1 回 8：30～17：30
介護職員	4 交代制 6：45～15：45 9：00～18：00 13：15～22：15 22：00～翌 7：00
看護職員	日勤 8：30～17：30
事務・その他	日勤 8：30～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要

以下のサービスについては、利用料金の一部（9割、8割又は7割）が介護保険から給付されます。

項 目	内 容
食 事	管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。また、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保いたします。 《食事時間》 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
入浴又は清拭	身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、週に2回以上、適切な方法により入浴の機会を提供いたします。体調により、入浴できない場合は清拭を行います。
介 護	排泄、食事、着替え、移動等、利用者の身体の状態に応じて、また、個人のプライバシーを尊重し、介助を行います。
機能訓練	利用者の残存能力を最大限に生かし、日常生活を送る上で必要な機能の維持、また、その減退を防止するための訓練を行います。
健康管理	利用者の健康管理、看護処置、衛生管理を行います。 夜間においても、看護師及び医師や医療機関等と連絡、対応できる体制を確保します。
その他	自立支援のため、可能な限り利用者が離床していただけるよう援助します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) (介護予防)介護サービス利用料金（1日あたり）

別紙の料金表によって、サービス利用料金自己負担、食費、居住費の料金をご請求いたします。
（サービスの利用料金は、要介護度に応じて異なります。）

(3) 介護保険加算サービス利用料金

別紙の料金表の通り、当施設の申請に基づき介護保険加算サービス利用料が加算されます。

(4) 介護保険サービスの対象とならないその他のサービス及び利用料金

別紙の料金表の通り、必要に応じて利用料をご請求いたします。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記（2）、（3）、（4）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月初めにご請求しますので、当該月20日までにお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ご請求金額を以下のいずれかの方法でお支払ください。（基本、現金でのお支払いはご遠慮して頂いております。）

(A) 銀行口座自動引落

事前に所定の用紙（口座振替依頼書）にご記入のうえご提出ください。
毎月20日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座引落となります。

(B) 銀行振り込み

銀行名 横浜銀行 大磯支店 （支店番号 651）
普通預金 口座番号 （ 6035660）
名 義 社会福祉法人湘光会 理事長 藤田和雄

6. 当施設の協力医療機関

① 嘱託医（配置医）

医療機関の 名称	医療法人社団 献優会 LaLa クリニック
所在地	神奈川県茅ヶ崎市本宿町3-5
診療科	内科

② 協力歯科医院

医療機関の 名称	医療法人 サークル サークル歯科
所在地	神奈川県秦野市鶴巻南2-44-10
療 機 関 の 名 称	医療法人社団 献優会 LaLa クリニック（訪問歯科）
所在地	神奈川県茅ヶ崎市本宿町3-5

③ 協力医療機関

医療機関の 名称	国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院
所在地	神奈川県平塚市追分9番11号
診療科	内科・外科・整形外科

7. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所の利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

食料品の持ち込みにつきましては栄養管理及び食中毒防止の観点から、原則ご遠慮いただいております。ご協力をお願いいたします。

(2) 面 会

面会時間 9:00～19:00

☆ 来訪者は、必ずその都度面会簿に記入して下さい。

(3) 外出

外出される場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には重要事項説明書 5 (2) に定める「食費」は減免されます。

(5) 事業所設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫 煙

事業所内での喫煙はできません。

(7) 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、平塚市、秦野市となります。(その他応相談)

8. 事業所を退所していただく場合

次に掲げる事由に該当した場合は、サービスを終了いたします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が非該当（自立）と判定された場合
- ③ 事業者が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所の介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

- ⑥ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご利用者からの退所の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合にはすみやかにご連絡ください。

尚、以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が、介護老人保健施設に入所もしくは医療機関に入院した場合

９．事業所利用上のリスクについて

当事業所では利用者が快適な施設生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、（別紙：入所者リスク説明書）の通りの危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

10. 事故発生時の対応について

当事業所では、サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った処置を記録します。

また、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限って、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11. サービス利用中の利用中止、変更時に発生する費用

何らかの事由により自己都合でサービスの利用を中止する場合は、下記の料金をお支払いいただきます。ご利用者が体調不良となった等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用を中止する日の前日午前中まで	無料
利用を中止する当日に申し出があった場合	申し出があった当日の食事代1日分

12. その他サービスを利用できない場合について

- (1) インフルエンザ等の感染症を発症している場合、発熱・咳・下痢等によってはご利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- (2) 利用開始日の健康チェックの結果体調が悪い場合、または利用期間中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更または中止する場合があります。この場合、ご家族へ連絡の上適切に対応いたします。また、必要に応じて医師に連絡をとる等の措置を講じます。

13. 緊急時の対応について

ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員に連絡いたします。また、必要に応じ主治医又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講じます。

14. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 成年後見制度の利用を支援します。
- サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

15. 身体拘束防止について

当事業所では、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは

- ① 切迫性：利用者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、各部署が集まり検討した上で判断します。

その後、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

16. 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

17. 非常災害対策

立地条件と非常災害を想定しそれに対する万全の計画を構築します。

当事業所は、非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力期間等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。非常災害に備え、年に2回以上避難訓練を行います。

18. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受け付け窓口

〈職名〉 生活相談員 沼田 麻奈美

○苦情解決責任者

〈職名〉 施設長 山口 悦子

○受付時間

毎週 月曜日～日曜日 10：00～17：00

又、苦情受け付けボックスを、玄関ロビー及び各階に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

平塚市 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	平塚市浅間町9－1（平塚市役所内） 0463－21－8790 9：00～17：00
神奈川県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	横浜市西区楠町27－1 045－329－3447 0570-022110（ナビダイヤル） 8：30～17：15

(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

〒259-1206

神奈川県平塚市真田二丁目 7 - 2 1

社会福祉法人 湘光会

特別養護老人ホーム あしたば（（介護予防）短期入所生活介護施設）

理事長 藤田 和雄 ⑩

説明者所属・職名 介護支援専門員、生活相談員

氏 名 _____ ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに身元保証人の情報を用いる他、入院や退所等に際して、医療機関、居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に同意し、交付を受けました。

年 月 日

利 用 者 _____ 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

身元引受人 _____ 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(利用者との続柄：)

代理人氏名 _____ 住 所 _____

(署名代理人)

氏 名 _____ ⑩